

南部広域市町村圏事務組合斎苑・斎場適正管理計画策定業務委託仕様書

1 業務名

南部広域市町村圏事務組合斎苑・斎場適正管理計画策定業務

2 業務の目的

南部広域市町村圏事務組合が管理運営する「いなんせ斎苑」及び「南斎場」は、近年の高齢化社会の進展による火葬件数の増加に伴い、現状の管理運営の手法では、近い将来適正な管理運営が厳しい状況にある。

「いなんせ斎苑」においては、火葬炉の入替工事（2基×4年）が予定されており、入替工事の期間に火葬処理をどうするか検討する必要がある。また、入替工事にかかる費用や建物本体の経年劣化による施設修繕など多額の経費を要することから、収益増や経費節減についても検討する必要がある。

「南斎場」においては、その他圏域内及び圏域外の利用が多く、すでに飽和状態にあり、今後も火葬件数は増加することから早急な対策が求められてくる。また、将来的に中部圏域において新たな火葬場が建設された場合には、圏域外の利用者が減少することも予測され、利用者の減少とあわせて赤字運営に転落する可能性もあることから、収益増や経費節減についても検討する必要がある。

さらに、両施設内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合、現状の組織体制では事業継続は困難であり、危機管理の上からも対策について検討する必要がある。また、平成元年10月に策定された「いなんせ斎苑施設保全計画報告書」では、管理運営方法について一部触れられており、「指定管理者制度の導入については、今後、火葬炉の入替工事を含め、斎苑としての火葬需要への対応や検討が進んでから、再度検討することが望ましいと思われる。」としている。

本業務は、こうした現状と課題を踏まえ、「いなんせ斎苑」及び「南斎場」の課題解決を図るための管理運営方法について調査検討し、指定管理者制度の導入や長期包括運営管理委託などを視野に入れた南部広域市町村圏事務組合斎苑・斎場適正管理計画書を策定することを目的とする。

3 履行期間

委託契約締結の翌日から令和3年12月17日（金）まで

4 対象施設

- (1) いなんせ斎苑（浦添市伊奈武瀬一丁目7番5号）
- (2) 南斎場（豊見城市字豊見城925番地）

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有していること。
※参加資格については、単独企業、共同企業体（JV）どちらでも参加可能であるが、共同企業体（JV）で参加する場合は、(1)の参加資格要件は、全ての構成員が満たし、(2)の参加資格要件は、いずれかの構成員が満たしていること。また、共同企業体（JV）の結成に係る協定を締結していること。
- (3) 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (7) その他法令等に違反していないこと又違反する恐れがないこと。

6 業務の内容

- (1) 現状の課題整理（把握）
いなんせ斎苑及び南斎場における下記の様な現状及び課題の整理を行うこと。
 - ・ 使用状況の推移
 - ・ 火葬炉の状況
 - ・ 受託事業者等（火葬炉運転業務、火葬案内業務、清掃業務等）のヒアリング
 - ・ 経営状況など
- (2) 将来推計等
 - ①火葬件数等統計による推計
火葬件数等の現況や人口推計、死亡者推計等の統計資料から、いなんせ斎苑及び南斎場における火葬需要予測等を行い、火葬の需要と供給の考え方を整理すること。
 - ②予測される維持管理費
現状の課題整理で取りまとめた経営状況等を踏まえ、今後予想される維持管理費について整理すること。
 - ③財政シミュレーション
①②の推計を踏まえ、将来的な運営費の財政シミュレーションを行うこと。

(3) 先進地視察（指定管理・包括委託）

指定管理や長期包括運営管理委託を行っている火葬場の先進地視察を行い、管理運営方法のあり方について整理すること。

(4) 適正な管理用法

いなんせ斎苑及び南斎場の課題解決を図るため、先進地の事例を参考に管理運営方法のあり方について整理すること。また、新型コロナウイルス感染症など危機管理を想定した管理運営方法について整理すること。

(5) 検討組織の運営支援

斎苑・斎場適正管理計画策定にあたり、内部検討会議（仮称）に対しての情報提供等の資料作成及び運営支援を行うこと。会議は複数回実施すること。

(6) 斎苑・斎場適正管理計画の策定

検討結果をもとに、いなんせ斎苑及び南斎場の適正な管理運営手法について計画書を策定すること。

7 成果品

(1) 斎苑・斎場適正管理計画書（業務報告書） A 4判 100部

(2) 上記に関わる原稿・原図等を収納した電子媒体 1式

データは直接印刷可能な解像度の完成形のデータ（PDFファイル等）を格納とする。

また、編集が可能であるデータ形式（Word、Excel、PowerPoint）で原稿及び添付図面（グラフ、写真など）を納入するものとする。

8 事業費上限額と支払方法

事業費の上限額は 7,887,000 円（税込み）とし、契約金額の2分の1ずつを各会計（いなんせ斎苑特別会計及び南斎場特別会計）それぞれで支払うものとする。

9 その他

(1) いなんせ斎苑及び南斎場の特性を充分理解し、業務を遂行すること。

(2) 業務を円滑に遂行するため、必要な知識を有するものを管理責任者と定め、作業の進め方、工程、実施体制等を記した実施計画書を提出すること。また、担当者との連絡調整を密に行うこと。

(3) 本委託業務に基づき、作成された成果品に関する著作権の一切の権利は、南部広域市町村圏事務組合に帰属する。

(4) 成果物納入後に発生した受託者側の責による不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (5) 受託者は、本事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本事業の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本組合に書面により報告し、本組合の承認を得ること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて組合と受託者で協議して決定する。